

個別の学校の問題点

		北海道朝鮮 初中高級学校	茨城朝鮮 初中高級学校	東京朝鮮 中高級学校	神奈川朝鮮 中高級学校	愛知朝鮮 中高級学校	京都朝鮮 中高級学校	大阪朝鮮 中高級学校	神戸朝鮮 高級学校	広島朝鮮 初中高級学校	九州朝鮮 中高級学校
校地・校舎への抵当権の設定		—	—	—	—	RCCから校地・校舎の仮差押。抵当権は、昭和51年から平成10年まで複数回設定され、クラブハウスや寄宿舎の建設、各学校の運営費への充当等の借入に対するものと回答。現在の債務は約14億円。 →現在、RCCと返済に向けて調整を進めている。	校地・校舎に抵当権が設定（抵当権者：有限会社銀閣）。約20年前に、小中高を集約した学校を建設する計画があったが、計画が頓挫し、東京リース株式会社への債務が残り、その後、（有）銀閣が債権を譲受ける。また、学校とベニスビジョン（株）の間で校地・校舎について信託契約を締結し、その受益者は（有）銀閣とされている。	—	—	校地に抵当権が設定（RCCが抵当権者）。 RCCとの訴訟において、学校は、債務について、元理事長が学園の名義を利用し勝手に行ったもので、理事会決議も経ていないため、学園の債務ではないと主張したが、信義則違反等として、約11億円の債務が認定された。 →現在、有志による返済が行われており、今年度末以降、会計関係書類にも反映する方向。	RCCから校地・校舎の仮差押。ただし、原因となる債務の存在について、RCCと訴訟中（地裁では学校側が勝訴。現在、高裁で係争中）。 ※地裁の判断（概要） 県総連への融資のために、旧朝銀が学校法人名義の契約書、理事会議事録等を偽造したとの認定。学校の組織的関与は認定されていないが、元総連の監査委員長であった当時の理事（故人）が法人の実印を押印したと認定
校舎所有権の所在が不明・登記されていない		—	—	—	—	—	—	—	—	校舎の建設時に、建設会社に全額を支払えず、正式な引渡しを受けないまま、使用を許可されてきたため、所有権の所在が不明かつ未登記となっている。 →指定から除外されるのであれば、弁護士と相談の上、対応予定。	—
所轄庁による直近の補助金の検査		平成23年2月	平成23年3月	平成19年9月	平成22年12月	平成22年12月	平成23年10月	平成22年1月～23年7月	平成23年10月	平成21年3月	平成23年1月
理事会・評議員会議事録	寄付行為に基づき署名押印されているか	署名ではなく記名となっている。	23年度以前は記名となっている。また、定められた署名数より少ない議事録がある。	定められた署名数より少ない議事録がある。	署名ではなく記名となっている。	○	○	署名ではなく記名となっている。	○	署名ではなく記名となっている。	23年5月以前は、署名ではなく記名となっている。 （現在は寄付行為上、署名から記名へと変更されている。）
	役員名簿と出席者は合致しているか	○	○	○	○	○	○	○	○ （一部の議事録に出席者名が記載されていない。）	○	○ （一部の議事録に出席者名が記載されていない。）
	申請書と議事録に記載されている開催日・議事は合致しているか。	・平成22年までの議事録が適切に作成されていない。（役員等の改選時のみ作成。）	・平成22年までの議事録が適切に作成されていない。（議事すべてを議事録に記載していない。）	・報告事項が議事録に記載されておらず、報告事項のみの理事会は議事録を作成していない。	・議事録(23.3.29)の議事「学園理事の任期延長と教職員異動」が議決内容に「省略」とされている。	○	○	○	○	○	○